

Insights for Your Business

さすてな経営会計事務所

magazine Plus

05

May 2026

TAKE FREE

TOPICS

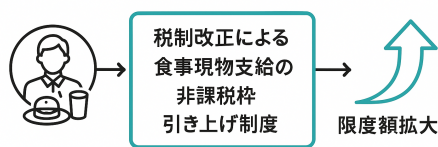
食事提供の非課税枠引き上げと企業対応策

ゼロ税率と非課税の違いを理解し実務に活かす

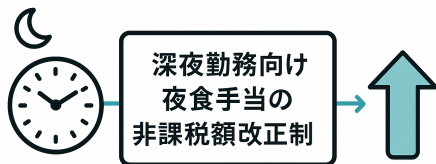
子ども・子育て支援金の控除が2026年から開始へ

食事提供の非課税枠引き上げと企業対応策

給与課税の非課税限度額が改正されました。企業が対応すべきポイントについて詳しく解説します。



令和8年の国税庁通達改正により、従業員等への食事の現物支給における非課税限度額が引き上げられました。これまで月額3,500円だった限度額が、令和8年4月1日以後に支給する食事については月額7,500円となります。この改正は企業の福利厚生制度や税務処理に直接影響するため、社員食堂や弁当補助などの食事提供制度を持つ事業者は、制度内容の確認と見直しが求められます。



深夜勤務を行う従業員への夜食手当についても非課税限度額が改正され、1回あたりの上限が300円から650円に引き上げられまし

た。深夜業務に従事する従業員を抱える企業は、夜食手当の金額や支給方法の見直しが必要となります。これらの改正は、令和8年4月1日以後に支給する食事等から適用されるため、企業は新たな非課税限度額に合わせて制度を整備する必要があります。



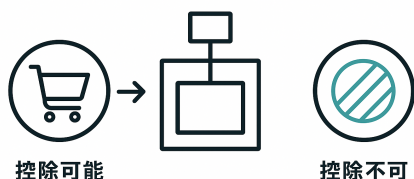
これらの改正を踏まえ、企業は新しい非課税制度に準拠できるよう、各種社内規程の見直しを行う必要があります。食事の価格分担や支給額の再計算が求められ、福利厚生制度の変更も検討すべきです。従業員が適切に食事を受け取れるよう、制度を整えておくことが重要です。

ここがポイント!

- ・ 食事提供の非課税枠が拡大
- ・ 夜食手当の非課税額も見直し
- ・ 社内制度の整備を進めること

ゼロ税率と非課税の違いを理解し 実務に活かす

ゼロ税率と非課税は消費税の扱いが異なります。この違いを正確に理解し、実務に活用しましょう。



ゼロ税率は課税売上とみなされますが、消費税率が0%のため売上の消費税額は0円になります。一方で、課税仕入れ関連の消費税の控除や還付が可能です。ですので、仕入れに含まれる消費税負担が軽減されます。非課税はその取引に対し法律が「消費税を課さない」と定めるため、売上に消費税はかかりません。ただし課税仕入れ分の消費税は控除できません。



非課税取引は、いくつか具体例があります。土地の譲渡、住宅の譲渡、社会保険医療などが該当します。これらは消費税の性格や社会

の政策的配慮に基づくものです。ゼロ税率とは異なり、非課税取引で得た売上に関連する仕入れ分の消費税相当額は控除されません。課税売上の計算においても取り扱いが異なり、分母に含まれないことがあります。



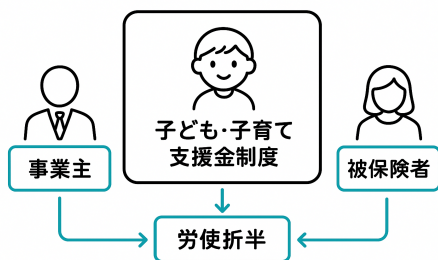
ゼロ税率と非課税の最大の違いは、課税仕入れに係る消費税負担の有無です。ゼロ税率では控除できるのに対し、非課税ではそれができません。また、課税売上としての扱いも違うため、実務における慎重な判断が求められます。このような違いは税務上の位置づけにより変わるため、正確な理解が求められるのです。

ここがポイント!

- ゼロ税率と非課税は異なる
- 控除の可否が実務に影響
- 正確な理解が重要です

子ども・子育て支援金の控除が 2026年から開始へ

令和8年4月から、子ども・子育て支援金の負担が始まります。すべての世代と企業が対象となります。

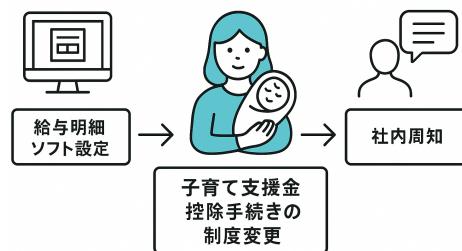


令和8年4月から、子ども・子育て支援金の負担が開始されます。対象はすべての世代と企業で、事業主と被保険者が労使折半で負担します。具体的な支援金額は、健康保険の標準報酬月額に支援金率を掛けた額で決まります。この支援金率は国が決定し、令和8年度は0.23%です。今後、年度ごとに見直される可能性があります。支援金は健康保険料と同様に、給与から控除される仕組みです。



支援金には、いくつかの免除や特例もあります。産休・育休中の従業員は、健康保険料と同様に支援金の負担が免除されます。また、

海外赴任中であっても、日本の健康保険制度に加入している限り支援金の負担は必要です。このように支援金の取り扱いは健康保険料と同様であるため、事前に給与明細での表示方法を確認しておくことが重要です。



子ども・子育て支援金の控除が給与から始まるのは、4月分の健康保険料を控除する5月給与からです。そのため、給与明細ソフトの設定や控除項目の見直しを事前に行う必要があります。また、この新しい控除について社員の理解を深めるため、事前に社内で周知を行うことが望まれます。

ここがポイント!

- ・ 2026年4月から支援金控除開始
- ・ 健康保険料と同様の取扱い
- ・ 事前周知と設定が重要です